

令和7年度（2025年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【A日程入試】法律専門科目試験

刑法 採点基準

問題1（10点）

(1) 本設問においては、幫助の因果性が特に単独犯の因果関係と異なる理由について十分な理解を示していることが必要である。すなわち、幫助はすでに犯罪を行うことを決意している正犯に対して行うものであるから、援助行為がなかったとしても正犯は他から犯罪手段を調達することが見込まれるため、単独犯と同じ因果関係、すなわち「あれなくばこれなし」の関係を幫助において問うことができない。そのため多数の見解は幫助の因果性を「促進関係」にまで緩和している。以上のことを摘示できていれば一応の水準の答案といえるだろう。

(2) 本設問においては、個別財産に対する罪とは、一定の財物あるいは財産上の利益（の占有など）の移転があった場合には罪が成立し、対価の提供は基本的に問題とならないものであること、全体財産に対する罪とは、被害者の財産全体を減少させたことを要するものであるという基本的な内容が摘示され、背任罪が全体財産に対する罪であるのに対し、原則としてそれ以外の財産犯は個別財産に対する罪であることを指摘していることが必要である。

(1)(2)ともに5点満点であり、以上の基本的概念説明に3点、適切な事例の設定に2点を配点する。

問題2（15点）

本問は、刑法総論上の典型論点である原因において自由な行為（以下、「論点1」という）と、刑法各論上の典型論点である事後強盗罪における窃盗の機会（以下、「論点2」という）の問題を組み合わせた事例問題である。

論点1については、行為責任の原則からすると行為時に責任能力が存在していないといけないものの、それでは自ら犯罪意思をもって責任無能力状態を招いた者に対する処罰ができず法益の保護に欠けるという批判から、学説の多くは原因において自由な行為の概念を認める。その説明の仕方にはいくつかバリエーションがあるが、解答者のとる立場に基づき論理的矛盾なく結論が導かれていることが必要である（特に、間接正犯類似説を採った場合には、本問で問題となる心神耗弱のケースでは原因において自由な行為の理論を用いることができないと指摘されている）。

論点2においては、事後強盗罪は窃盗が財物確保等の目的のため暴行・脅迫に出た場合に通常強盗罪と同等の処罰を認めるものであるから、窃盗の機会に暴行・脅迫行為が行われていることが必要であると解されている。本問においては、XはB宅での最初の窃盗行為を完遂して自宅に戻り、約45分後に再びBの家に行って玄関でBと鉢合わせ、暴行を行っている。2回目の侵入時には窃盗の実行に着手していない以上、2回目の侵入時の行為が通常強盗罪に問われることはない。また、Xは最初の窃盗行為を完遂して「安全圏」に脱しているため、2回目の侵入はもはや「窃盗の機会」ではないといえる。そう

すると、いかに X が逮捕免脱目的を有していたとしても、X の行為は事後強盗ではないことになり、X には最初の侵入時における窃盗と、2 回目の侵入時における暴行罪が成立するととどまる（住居等侵入罪は検討の必要がない）。以上が標準的な結論であろうが、事後強盗罪における窃盗の機会に関し、刑法の基本原則に照らし解答者が理論的に問題のない規範を立て、それを適切にあてはめているなら、異なる結論であっても同等に評価する。

本問は 15 点満点であり、以下のポイントに基づき評価する。

- ① 本問における問題点が指摘されていること 3 点
- ② 論点に関する正しい学問的理解が示されていること 5 点
- ③ 自説が（反対説の批判などを通して）論理的に説明されていること 4 点
- ④ 導かれた結論が③と矛盾なく説明されていること 3 点